京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 73 号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第2条表以外の部分中「5級又は6級」を「4級以上」に改め、同条の表を次のように 改める。

種類	支	治 対	象	支	給	額
特殊現場	まち美化事務所 に勤務する職員	運転手又は業務職員 収集の業務に従事し		日額	8	00円
作業手当	生活環境美化センターに勤務する職員	運転手又は業務職員収集の業務に従事し		日額	8	0 0円

第3条から第5条までを削る。

第6条の表を次のように改める。

種類	支	合 対	象	支	給	額
特殊現場作業手当	元離宮二条城事 務所に勤務する 職員	技能職員が地上5メ 上の足場の不安定な 木のせん定等の業務 たとき。	箇所で樹	日額	1	40円
動物取扱作業手当	動物園種の保存展示課又は生き物・学び・研究センターに勤務する職員	技術職員又は技能職の飼育又は処分の業したとき。	- ,	日額	1	90円
放射線取 扱手当	動物園種の保存 展示課に勤務す る職員	獣医師がエックス 放射線を照射する業 したとき。		日額	1	50円

第6条を第3条とし、第7条を削る。

第8条の表を次のように改める。

種類	支	給	対	象	支	給	額

動物取扱作業手当	動物愛護センターに勤務する職	衛生指導員に任命された職員 (以下「衛生指導員」という。) が野犬等の捕獲又は飼養の業 務に従事したとき。	日額 190円
	員	獣医師又は衛生指導員が抑留 犬等の処分の業務に従事した とき。	日額100円(衛生 指導員にあっては, 200円)
放射線取扱手当	医療衛生推進室 医療衛生センタ 一又は保健セン ターに勤務する 職員	診療放射線技師がエックス線 その他の放射線を照射する業 務に従事したとき。	日額 150円
	動物愛護センタ ーに勤務する職 員	獣医師がエックス線その他の 放射線を照射する業務に従事 したとき。	日額 150円
保健医療業務手当	こころの健康増 進センター又は 保健センターに 勤務する職員	精神指定医による診察の立会 い又は移送の業務に従事した とき。	1回 1,000円
	医療衛生推進室 医務衛生課に勤 務する職員	技能職員が機械炉の操作又は 構内清掃の業務に従事したと き。	日額 1,000円
	医療衛生推進室医療衛生センターに勤務する職員	薬剤師, 獣医師, 診療放射線 技師又は保健師が感染症の患者に保健師が感染症の患者に対する 医療に関する法律第6条第2 項, 第3項及び第7項に規定 する感染性の疾病にかかり, 若しくはかかってる疑いがある者に対する面接に対する面接に対する面接に対する ある者に対する面接又は ある者には健康診断又は若しくは付着している疑いが には付着している疑いがあいる は付着している疑いがあいがあり、 なは付着している疑いがあり、 なは付着している疑いがあり、 なは付着している疑いがあり、 ないの処理の業務に従事したとき。	日額 290円
変則勤務手当	地域リハビリテ ーション推進セ ンター支援施設 課に勤務する職 員	看護師、保育士又は福祉施設 指導員が正規の勤務として深 夜(午後10時から翌日の午 前5時までの間をいう。以下 同じ。)において業務に従事 したとき。	1回 1,030円

第8条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(子ども若者はぐくみ局に勤務する職員に支給する手当)

第5条 子ども若者はぐくみ局に勤務する職員に支給する手当は、次の表に掲げるとおりとする。

種 類	支	合 対	象	支	給	額
放射線取扱手当	児童福祉センタ 一発達相談所診 療療育課に勤務 する職員	医師,診療放射線 護師がエックス線 射線を照射する業 たとき。	その他の放	日額		150円
変則勤務手当	児童福祉センタ 一児童相談所に 勤務する職員	保育士又は福祉施 正規の勤務として て業務に従事したと	架夜におい	1回	1,	030円
	桃陽病院に勤務 する職員	看護師が正規の勤え 夜において業務に き。		1回	1,	030円

第9条を削る。

第10条の表を次のように改める。

種 類	支	給	対	象	支	給	額
特殊現場作業手当	土木事務所は務する職員	こ勤 オ 3	支能職員又は運転 おいて車両の交通 ことなく道路の維持 条に従事したとき。	を遮断する	日額	5	00円

第10条を第6条とし、第11条を削り、第12条を第7条とし、第13条を削る。

第14条中「前条」を「第6条」に改め、「(第12条を除く。)」を削り、同条を第8条とする。

第15条を削る。

第16条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「前2項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第1項とし、同条を第9条とする。

第17条を第10条とし、第18条を第11条とする。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)